（昭和五十八年運輸省告示第三百八十六号の一部改正）

第二条　昭和五十八年運輸省告示第三百八十六号の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
旅行業法施行規則第六十三条の観光庁長官が告示で定める額は、次の表の上欄に掲げる旅行業協会ごとに同表の下欄に掲げる額とする。	旅行業法施行規則第四十八条の運輸大臣が告示で定める額は、次の表の上欄に掲げる旅行業協会ごとに同表の下欄に掲げる額とする。
一般社団法人日本旅行業協会	一億五千万円	社団法人日本旅行業協会	一億五千万円
一般社団法人全国旅行業協会	九千万円	社団法人全国旅行業協会	九千万円

（標準旅行業約款の一部改正）

第三条　標準旅行業約款（平成十六年国土交通省告示第千五百九十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
募集型企画旅行契約の部	募集型企画旅行契約の部
第八章　弁済業務保証金（旅行業協会の保証社員である場合）	**第八章**　弁済業務保証金（旅行業協会の保証社員である場合）
（弁済業務保証金）	（弁済業務保証金）
第三十一条　当社は、一般社団法人　旅行業協会（東京都　区　町　丁目　番　号）の保証社員になっております。	**第三十一条**　当社は、社団法人　旅行業協会（東京都　区　町　丁目　番　号）の保証社員になっております。
2　当社と募集型企画旅行契約を締結した旅行者又は構成者は、その取引によって生じた債権に関し、前項の一般社団法人　旅行業協会が供託している弁済業務保証金から　円に達するまで弁済を受けることができます。	2　当社と募集型企画旅行契約を締結した旅行者又は構成者は、その取引によって生じた債権に関し、前項の社団法人　旅行業協会が供託している弁済業務保証金から　円に達するまで弁済を受けることができます。
3　当社は、旅行業法第四十九条第一項の規定に基づき、一般社団法人　旅行業協会に弁済業務保証金分担金を納付しておりますので、同法第七条第一項に基づく営業保証金は供託しておりません。	3　当社は、旅行業法第二十二条の十第一項の規定に基づき、社団法人　旅行業協会に弁済業務保証金分担金を納付しておりますので、同法第七条第一項に基づく営業保証金は供託しておりません。
受注型企画旅行契約の部	受注型企画旅行契約の部
第八章　弁済業務保証金（旅行業協会の保証社員である場合）	**第八章**　弁済業務保証金（旅行業協会の保証社員である場合）
（弁済業務保証金）	（弁済業務保証金）
第三十二条　当社は、一般社団法人　旅行業協会（東京都　区　町　丁目　番　号）の保証社員になっております。	**第三十二条**　当社は、社団法人　旅行業協会（東京都　区　町　丁目　番　号）の保証社員になっております。
2　当社と受注型企画旅行契約を締結した旅行者又は構成者は、その取引によって生じた債権に関し、前項の一般社団法人　旅行業協会が供託している弁済業務保証金から　円に達するまで弁済を受けることができます。	2　当社と受注型企画旅行契約を締結した旅行者又は構成者は、その取引によって生じた債権に関し、前項の社団法人　旅行業協会が供託している弁済業務保証金から　円に達するまで弁済を受けることができます。
3　当社は、旅行業法第四十九条第一項の規定に基づき、一般社団法人　旅行業協会に弁済業務保証金分担金を納付しておりますので、同法第七条第一項に基づく営業保証金は供託しておりません。	3　当社は、旅行業法第二十二条の十第一項の規定に基づき、社団法人　旅行業協会に弁済業務保証金分担金を納付しておりますので、同法第七条第一項に基づく営業保証金は供託しておりません。
手配旅行契約の部	手配旅行契約の部
第七章　弁済業務保証金（旅行業協会の保証社員である場合）	**第七章**　弁済業務保証金（旅行業協会の保証社員である場合）
（弁済業務保証金）	（弁済業務保証金）
第二十五条　当社は、一般社団法人　旅行業協会（東京都　区　町　丁目　番　号）の保証社員になっております。	**第二十五条**　当社は、社団法人　旅行業協会（東京都　区　町　丁目　番　号）の保証社員になっております。